

## 5 日常生活の支援

### 1. 補装具費の支給

(窓口) 障がい福祉課

身体障害者手帳所持者の日常生活を容易にするために必要な補装具の購入や修理・借受けにかかる費用を助成します。

なお、平成25年4月1日以降、障害者総合支援法に基づき、指定難病患者の方も一定の要件のもと同事業の対象となりました。(詳細P20～P22)

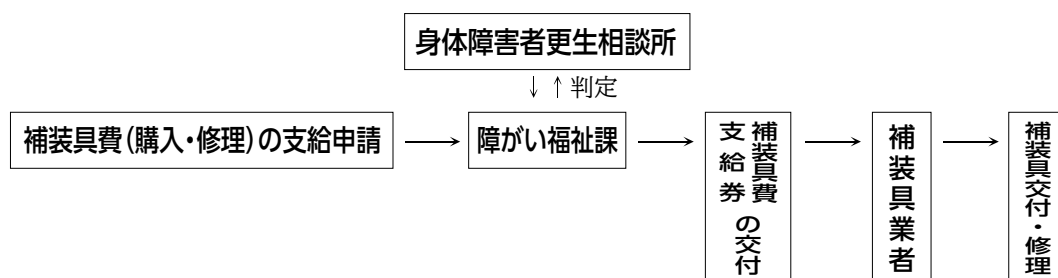
※原則として、基準額の範囲で費用の9割が助成対象となり、1割が自己負担となります(基準額を超えた超過分は自己負担)。ただし、世帯の課税状況などにより対象外となる場合があります。

※必ず、事前に相談のうえ申請してください。

※品目によっては介護保険制度の対象となる場合があります。

※厚生年金保険法、労働者災害補償法等により交付される場合は除きます。

[交付・修理申請の流れ]



対象	補装具の種類
視覚障がい者(児)	視覚障害者安全つえ、遮光用眼鏡・矯正用眼鏡、義眼
聴覚障がい者(児)	補聴器
肢体不自由者(児)	義肢、装具、車いす※、歩行補助つえ※(一本つえを除く)、歩行器※、 電動車いす※、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置 (以下児童のみ) 排便補助具、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具

※は介護保険制度からの給付(貸与)が原則優先されます。

### 2. 日常生活用具の給付

(窓口) 障がい福祉課

身体障害者手帳または療育手帳所持者のうち、在宅の主に重度障がい者(児)に対し、日常生活がより円滑に行われるため、障がいの種類・程度・必要性に応じて各種用具を給付します。(修理はできません)

なお、平成25年4月1日以降、障害者総合支援法に基づき、指定難病患者の方も一定の要件のもと同事業の対象となりました。(詳細P20～P22)

※原則として、基準額の範囲で費用の9割が助成対象となり、1割が自己負担となります(基準額を超えた超過分は自己負担)。ただし、世帯の課税状況などにより、対象外となる場合があります。

※必ず、事前に相談のうえ申請してください。

※品目によっては介護保険制度の対象となる場合があります。

種目	品目	対象要件	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台※ <input type="checkbox"/> (訓練用ベッド)	学齡児以上の下肢または体幹障がい2級以上	169,400	8年
	特殊マット※ <input type="checkbox"/>	(1) 3歳以上18歳未満の下肢または体幹障がい2級以上 (2) 18歳以上の下肢または体幹障がい1級で常時介護を要する者 (3) 3歳以上の重度知的障がい者(児)	21,560	5年
	特殊尿器	学齡児以上の下肢または体幹障がい1級で常時介護を要する者	73,700	
	入浴担架	3歳以上の下肢または体幹障がい2級以上で入浴に当たって家族等の介助を要する者	82,400	
	体位変換器※ <input type="checkbox"/>	学齡児以上の下肢または体幹障がい2級以上で下着の交換に当たって家族等の介助を要する者	16,500	4年
	移動用リフト※ <input type="checkbox"/>	3歳以上の下肢または体幹障がい2級以上	159,000	
	訓練いす	3歳以上18歳未満の下肢または体幹障がい2級以上	33,100	5年
自立生活支援用具	入浴補助用具※ <input type="checkbox"/>	3歳以上の下肢または体幹障がいで、入浴に当たって家族等の介助を要する者	99,000	8年
	便器※ <input type="checkbox"/>	学齡児以上の下肢または体幹障がい2級以上	4,900	
	頭部保護帽	肢体不自由者(児)または重度知的障がい者(児)でてんかんの発作等により、頻繁に転倒する者	13,380	3年
	つえ(T字状・棒状)	下肢または体幹機能障がい者(児)	3,000	
	移動・移乗支援用具※ <input type="checkbox"/>	3歳以上の平衡機能または下肢若しくは体幹障がいで、家庭内の移動等に当たって家族等の介助を要する者	60,000	8年
	特殊便器	(1) 学齡児以上の上肢障がい2級以上 (2) 重度の知的障がい者(児)で排便後の処理が困難な者	166,320	
	火災警報器	視覚障がい者(児)2級以上または聴覚障がい者(児)2級(火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯)	15,500	
	自動消火器	身体障がい者2級以上または重度の知的障がい者(児)(火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯)	28,700	
	電磁調理器	18歳以上の視覚障がい2級以上または重度知的障がい者で、視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	41,000	
聴覚障がい者屋内信号装置	18歳以上の聴覚障がい2級で、聴覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	87,400	6年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	3歳以上のじん臓機能障がい3級以上で腹膜透析による透析療法を行う者	51,500	5年
	ネブライザー(吸入器)	学齡児以上の呼吸器機能障がい3級以上または同程度の身体障がい者	39,600	
	電気式たん吸引器		62,040	
	酸素ポンプ運搬用具	18歳以上の呼吸器機能障がい1級および3級で、医療保険における在宅酸素療法の対象者	17,000	10年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障がい者等であって、呼吸管理上必要と認められる者	173,250	5年

種目	品目	対象要件	基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	視覚障がい者用体温計（音声式）	学齡児以上の視覚障がい2級以上で、視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	9,000	5年
	視覚障がい者用血圧計（音声式）	学齡児以上の視覚障がい2級以上で、視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	15,000	
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上で、視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	18,000	
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具（※1）	視覚障がい2級以上または上肢不自由2級以上	100,000	5年
	点字器	視覚障がい者（児）	真鍮製 10,400 プラスチック製 6,600	標準型7年
			アルミニウム製 7,200 プラスチック製 1,650	携帯用5年
	点字タイプライター	学齡児以上の視覚障がい2級以上で就労若しくは就学しているかまたは就労が見込まれる者	63,100	5年
	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上	383,500	6年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー		録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置		99,800	
	視覚障がい者用読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齡児以上の者	198,000	8年
	視覚障がい者用時計	18歳以上の視覚障がい2級以上	触読時計 10,300 音声時計 13,300	10年
	点字図書	学齡児以上の主に情報入手を点字による視覚障がい者（給付対象者1人につき、年間6タイトルまたは24巻を限度とする。但し、辞書等一括して購入しなければならないものを除く）	別途定めによる	—
	聴覚障がい者用通信装置	学齡児以上の聴覚障がい者または発声発語に著しい障がいをもつ者であって、コミュニケーション緊急連絡等の手段として必要と認められる者	71,000	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯 ※本体のみの給付とし、アンテナ・光警報器は含まない	75,000	6年
	人工内耳用体外装置（電池は助成外）	人工内耳を装用している聴覚障がい者で、生駒市に1年以上居住している者。また、装用から5年以上経過している者	200,000	5年
	人工喉頭	音声・言語機能障がい喉頭摘出者 （ただし、埋込型については常時埋込型の人工喉頭を使用する者に限る）	笛式5,150 電動式72,203 埋め込み型47,520	笛式4年 電動式5年 （※2）
携帯用会話補助装置	学齡児以上の肢体不自由者（児）または音声言語機能障がい者であって、発声発語に著しい障がいをもつ者	98,800	5年	

種目	品目	対象要件	基準額	耐用年数	
排泄管理支援用具	ストマ装具（消化器系）※3	直腸機能障がい者（児）	18,920	— (※2)	
	ストマ装具（尿路系）※3	ぼうこう機能障がい者（児）	24,860		
	紙おむつ※3	3歳以上の二分脊椎による直腸ぼうこう機能障がい者（児）または、脳原性運動機能障がい者（児）	24,000		
	洗腸装具	直腸機能障がい者（児）			
排泄管理支援用具	収尿器	肢体不自由者（児）	男性用 普通型	7,700	1年
			男性用 簡易型	5,700	
			女性用 普通型	8,500	
			女性用 簡易型	5,900	
居宅生活動作補助用具	住宅改修費※ <input type="checkbox"/>	学齡児以上の下肢、体幹または移動機能障がい3級以上の者（特殊便器への取替をする場合は上肢2級以上の者）で下記工事を行う場合（着工前の申請に限る） (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止等のための床材の変更 (4) 引き戸への扉の取り替え (5) 洋式便器への便器の取り替え (6) その他前5号に付帯して必要となる改修	200,000	— 給付は1回のみ	
非常用電源※4	正弦波インバーター発電機	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器等を使用する必要がある障がい者（児）	100,000	6年	
	ポータブル電源等（蓄電池）				
	DC/ACインバーター				

※1 障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーションソフトなどをいう。

※2 給付は、2か月単位を基本とし、1回の申請で最大6か月分の申請ができる。

（注）耐用年数は前回の支給年月日からの計算になり、耐用年数の経過時点から給付可能。

（注）乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障がいに準じ取扱うものとする。

※3 ストマ装具（消化器系・尿路系）、紙おむつのオンライン申請

ストマ装具（消化器系・尿路系）、紙おむつの給付申請については、新規を除き、オンラインでの申請が可能です。下記QRコードより申請してください。なお、見積書等、必要書類について、後日提出をお願いする場合があります。



※4 耐用年数内では、いずれか1種目の給付とする。

※ 介護保険制度からの給付（貸与）が原則優先されます。

### 3. 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業（窓口）障がい福祉課

小児慢性特定疾病児童等に、一定の要件のもと、日常生活で必要となる生活用具を給付します。

**用具の種類**： 便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム・ネブライザー（吸入器）・パルスオキシメーター・ストマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）・人工鼻・チューブ型包帯

**自己負担**： 利用者世帯の収入により負担額が異なります。

※必ず、事前に相談のうえ申請してください。

#### 4. 難聴児補聴器購入費の助成

(窓口) 障がい福祉課

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。(成長に伴うイヤーマールド交換を含め、修理に対する助成はありません。)

原則、基準額の範囲内で費用の3分の2が公費負担となり、3分の1が自己負担(基準額を超えた超過分は全額自己負担)となりますが、世帯の課税状況などにより助成対象外となる場合があります。必ず事前に相談のうえ申請をしてください。

#### 5. 車いすの貸出し

(窓口) 地域共生社会推進課

車いすの貸出しを希望される市民の方にお貸しします。(貸出期間2週間以内。要予約)

また、福祉センター(TEL 0743-73-0700、FAX 0743-73-0294)、社会福祉協議会(TEL 0743-75-0234、FAX 0743-73-0533)でも車いすの貸出しを行っています。

#### 6. 補聴器の貸出し

(窓口) 地域共生社会推進課(65才以上)

(窓口) 障がい福祉課(65才未満)

補聴器(ポケット型)と軟骨伝導型イヤホンの貸出しを希望される市民の方にお貸しします(貸出期間2週間以内)。なお、台数には限りがあり、予約が必要です。

**必要品**……申請者の本人確認書類

※軟骨伝導型イヤホンの貸出しについては、年齢問わず地域共生社会推進課にご連絡ください。

#### 7. 福祉向け住宅への入居

(窓口) 【高円・西小泉・秋津・南和県営住宅】

奈良県営住宅管理事務所 TEL 0743-51-2615

総務入居課入居係 FAX 0743-53-1196

(窓口) 【紀寺・六条・売間・北和・姫寺・平城・六条山・小泉・稗田・天理・天理南・山崎県営住宅】

(株) 東急コミュニティー TEL 0742-30-1090

奈良県営住宅北部サービスセンター FAX 0742-30-1094

(窓口) 【東高田・阿部・桜井・纏向・橿原・橿原ニュータウン・坊城県営住宅】

(株) 東急コミュニティー TEL 0744-21-0109

奈良県営住宅サービスセンター FAX 0744-21-0105

(窓口) その他一般的な問い合わせ 奈良県住宅課総務管理係

TEL 0742-27-7539

FAX 0742-27-2681

身体障がい者等で住宅に困っている方のために、県営住宅に専用の枠を設け募集を行っています。

**対象者** : ・身体障害者手帳4級以上で主として生計を維持している者  
・身体障害者手帳2級以上の者・精神障害者保健福祉手帳の所持者・療育手帳の所持者、またはこの者と現に同居し、若しくは同居しようとする者

**募集時期** : 5月・8月・11月・2月の年4回

**入居資格** : 所得制限などがあります。

## 8. 緊急通報システム

(窓口) 地域共生社会推進課

自宅の既存の電話回線に緊急通報装置を取り付ける（貸与）ことにより、在宅中の利用者に緊急事態が発生した時に、地域の協力員（家族以外で2名必要です）の支援や救急車の出動を要請するなど迅速な対応を行います。

**対象者** : 緊急性の高い疾患を持っている身体障がい者で独居の者または身体障がい者のみの世帯（世帯員全てが緊急性の高い疾患を持っている）

**費用** : 500円／月（生活保護世帯は無料。6か月分前払い）

## 9. 緊急時に対応した手話通訳者の派遣事業

(窓口) 障がい福祉課  
福祉センター

TEL 73-0700

FAX 73-0294

聴覚障がい者の急病や事故等緊急時にFAX119やNET119等による要請を受けて手話通訳者を派遣し、緊急時におけるコミュニケーションの円滑化を図るものです。

また、消防署に通報の必要がない緊急時（急病やケガで自己にて通院、事故等で警察の手続き、親族のお通夜等の参列など）にもメールでの派遣依頼が可能です。

## 10. FAX119・NET119

(窓口) 障がい福祉課

電話での救急車・消防車の119番通報をすることが困難な方が事前に登録し、火災や急病などの緊急通報をFAX・携帯電話やスマートフォンのインターネット接続サービスで行うものです。

通報時に手話通訳者の派遣を24時間要請することが可能です。

**対象者** : 聴覚、音声・言語機能に障がいをお持ちの方

**申請場所** : 障がい福祉課

## 11. 災害時における緊急情報FAX（生駒市緊急情報配信サービス）

(窓口) 危機管理課

災害時に生駒市からお知らせしている緊急情報（避難情報、地震情報、その他災害情報）を、ご自宅のFAXにお届けします。

※ご自宅の地域に関係なく、市域全体の情報が配信されますので、配信された内容をよくご確認ください。

**対象者** : 市内にお住いの方

**申請場所** : 危機管理課

## 12. 災害時のストマ装具保管

(窓口) 障がい福祉課

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設している方）が、災害時に応急的に使用するためのストマ装具を市役所内に保管します。災害時には障がい福祉担当職員が避難所へ届けます。

**対象者**： 市内に住むオストメイトで、保管を希望する人

**保管物**： 個人が使用するストマ装具で1週間分

**保管期間**： 1年間

◇保管の更新の通知はしません。

◇装具の使用期限及び預け入れの継続の意思確認のため1年ごとに更新（装具の入替え）

◇保管期間を過ぎた装具は処分しますのでご承知おきください。

**預入方法**： ご自身が使用している装具を障がい福祉課へ持参し、申請書に氏名等の必要事項を記入して装具を預けてください。

災害時の対応避難所で待機する市職員に装具の輸送を依頼してください。

## 13. まごころ収集（ごみ収集サービス）

(窓口) 環境保全課

ごみ出しが困難な障がいのある方の支援として、自宅の玄関前までごみの収集に伺い、一声かけて安否の確認をするサービスです。

**対象者**： 次のいずれにも当てはまる方

- ・身体障がい者（難病患者を含む）、知的障がい者、精神障がい者の各種福祉サービスを受けている人で、ホームヘルプサービスを受けている方
- ・本人、親族または近隣者が所定のごみ集積所にごみを持ち出すことが困難な世帯なお、上記要件に該当しない場合でもごみ出しにお困りの場合は、ご家庭の状況によって柔軟に対応しますのでご相談ください。

**内容**： 燃えるごみ、資源ごみ（プラスチック製容器包装・びん・缶・ペットボトル・われもの・金属・電化製品、有害ごみ）、大型ごみ、燃えないごみの収集を週1回（月曜から土曜日）、玄関前まで収集に伺います（屋内には立ち入りません）。また、希望者には収集時に一声かけて安否確認をします。

## 14. 認可保育所等における保育料の軽減、副食費の免除 (窓口) 幼保こども園課

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの在宅障がい児（者）が同居している場合は保育料と副食費が減免されます。

### 【保育料】

市民税所得割額に関わらず保育料が減額となります。

### 【副食費】

世帯の市民税所得割合計額が77,101円未満の世帯は、給食費のうち副食費が免除されます。

**申請方法**： （在園児の場合）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等を保育園もしくは幼保こども園課まで提出

（新規入園の場合）入所申込の際に申請フォーム内で申請

## 15. 公立幼稚園・こども園における預かり保育の利用料の免除 (窓口) 幼保こども園課

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの在宅障がい児（者）が同居している場合は預かり保育の利用料が免除されます。

**申請方法**： （在園児の場合）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等を幼稚園・こども園もしくは幼保こども園課まで提出

（新規入園の場合）入園手続きの際に申請書内で申請（様式は各園にあります。）

## 16. 高齢者予防接種（インフルエンザ・新型コロナ・高齢者肺炎球菌・带状疱疹）

※一部自己負担があります

（窓口）健康課

**対象者**： 接種日に60歳以上65歳未満で

①心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいをもつる人

②ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをもつる人

※带状疱疹ワクチンは②に限り対象

**申請方法**： 4/1～3/31（インフルエンザ・新型コロナは10/1～1/31）の間の開庁日に健康課窓口にて下記のどちらかを持参し、予防接種を受ける前に申請してください。

・医師の意見書（様式は問いませんが、健康課にもあります）

・対象者①②に該当する身体障がい者手帳（1級）

※生活保護世帯の人で、上記対象者に該当する人は、予防接種を受ける前に申請することで、自己負担金が免除となります。詳しくは、健康課へお問い合わせください。

## 17. ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

（窓口）障がい福祉課

外見からわからなくても配慮や援助を必要としている方などにヘルプマーク・ヘルプカードを配付しています。困っていることを周りにうまく伝えられない場合や、緊急時に周囲の助けをもとめやすくする手段として活用されています。

**配布場所**： 障がい福祉課（ケースについては、障がい福祉課でのみの配布になります）、生駒市社会福祉協議会、生駒市福祉センター、生駒市権利擁護支援センター、生活支援センターかざぐるま、生活支援センターあけび、生活支援センターコスモールいこま、生活支援センターあすなろ

**配布方法**：各窓口で配布または郵送による申込（数に限りがあります）

ヘルプマーク…緊急連絡先や名前などを書いたシールを貼り付け、鞆などにぶら下げて使われます。大きさは、縦8.5cm×横5.3cmです。奈良県が作成しています。

ヘルプカード…緊急連絡先や必要な支援内容などを記載できる2つ折りのカードです。奈良県が作成しています。大きさは、見開き縦5.4cm×横18cmです。

## 18. 電話リレーサービス

(窓口) 一般財団法人 日本財団電話リレーサービス カスタマーセンター  
(<http://nftrs.or.jp>)

TEL 0120-528-071

FAX 03-6275-0913

聴覚や発話に困難のある人（きこえない人）ときこえる人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することで電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間365日対応、警察、消防、海上保安庁への緊急通報も可能です。

## 19. 文字表示電話サービス（ヨメテル）

(窓口) 一般財団法人日本財団電話リレーサービス カスタマーセンター  
(<https://www.yometel.jp>)

TEL 0120-328-123

きこえにくい人が自身の声で相手先に伝え、相手先の声の文字を読むことを可能にするサービスです。難聴や中途失聴などにより、自分の声で話すことはできるが、電話で相手先の声がきこえにくい人の電話によるコミュニケーションを実現するものです。24時間365日対応、警察、消防、海上保安庁への緊急通報も可能です。

## 20. 手話リンク

(窓口) 一般財団法人 日本財団電話リレーサービス

TEL 0120-528-071

FAX 03-6275-0913

きこえない人やきこえにくい人が、手話通訳オペレーターを介して官公庁や事業者にお問い合わせを行うことができるサービスです。カメラを搭載したパソコンやスマートフォンなどを使って事前登録なしで利用でき、通話料もかかりません（ただし、インターネットの通信料は利用者負担となります。）利用は、官公庁や事業者の公式サイトに設置された専用ボタンを通じて行います。

## 21. 災害時に避難支援を必要とする人の台帳登録事業

自然災害（原則として風水害や土砂災害）が発生した場合やそのおそれがある時に備えて、自力での避難が困難で、家族や知人による支援も難しい人の情報を台帳に登録し、市や自治会など支援関係者で事前に情報を共有して、災害時に安否確認や避難所運営等に活かします。

(窓口) 事業について 地域共生社会推進課  
災害対策について 危機管理課

**対象者：** 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人  
70歳以上のひとり暮らしの人  
要介護認定3以上の人  
難病患者（郡山保健所の要援護台帳に登録されている人）  
その他、上記に準じる人

なお、支援関係者が被災するなど、状況によっては支援できない可能性もある為、支援を保証するものではありません。